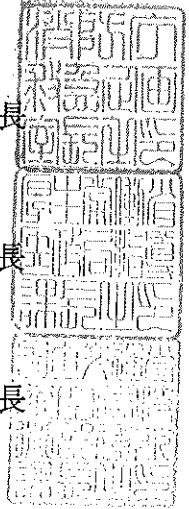


消防救第239号
医政指発0921第1号
国空航第547号
平成22年9月21日

総務省消防庁救急企画室長

厚生労働省医政局指導課長

国土交通省技術部航空局運航課長



ドクターヘリの出動について

平成12年、航空法施行規則の一部が改正され、消防機関等の依頼又は通報により捜索又は救助を行う航空機には、法第81条の2により、法第79条から第81条を適用されないこととなった。救急医療用ヘリコプター（「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」に定義するヘリコプター。以下、「ドクターヘリ」という。）は、この適用を受け、事故現場等で迅速に離着陸を行うことが可能となっている。また、平成19年、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が制定され、ドクターヘリの全国的な配備の促進が図られることとなった。さらには、平成21年に消防法の一部改正が行われ、搬送及び受入れの実施基準において、ドクターヘリ等を含めた搬送手段の選択に関する基準を設定することが可能となるなど、ドクターヘリによる救急患者搬送の環境整備が図られてきたところである。

しかしながら、ドクターヘリの関係者の一部には、ドクターヘリは消防機関等の依頼又は通報がなければ基地病院からの離陸ができないとの認識があり、この認識によりドクターヘリの迅速な出動を妨げている例が見られることから、本通達により、ドクターヘリの基地病院からの離陸に関する考え方を示すとともに、ドクターヘリによる、患者搬送時間のさらなる短縮を図るために、航空法第81条の2及び航空法施行規則第176条による運航の考え方等を示すこととする。

1. ドクターヘリの基地病院からの離陸について

ドクターヘリが配備される基地病院においては、ドクターヘリが救急医療活動を行うために離陸するほか、機体の保守、燃料給油又は慣熟訓練等を行うためにも離陸することから、当該基地病院は、救助以外の目的でも離陸できるように航空法第38条のヘリポートとして設置許可を受けているか、又はドクターヘリの運航者が航空法第79条ただし書の許可を得て離陸できる場所となっている。したがって、基地病院からドクターヘリが離陸する際に、航空法第81条の2及び航空法施行規則第176条第2号による特例規定を適用する必要はなく、当然ながら消防機関等の依頼又は通報は要しない。

2. 事故現場等での離着陸時における消防機関等の依頼又は通報について

航空法第79条により、ヘリコプターを含む航空機は、空港等以外の場所において、離着陸することは原則禁止されているが、航空法第81条の2及び航空法施行規則第176条第2号により、消防機関等の依頼又は通報により救助を行うドクターヘリには適用されないこととなっている。

したがって、事故現場等での離着陸においては消防機関等の依頼又は通報が必要となるが、消防機関等の迅速な依頼又は通報を行うための方策として、例えば、ドクターヘリの運航に係る調整を行う運航調整委員会等は、第一報が予め定められた要件を満たす場合には、消防機関が即座にドクターヘリの出動依頼又は通報を行うよう、出動要請基準を定めることが可能である。

(参考) 関連規則抜粋

(航空法)

○ 航空法第 79 条

航空機は飛行場以外の場所において、(中略) 離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合はこの限りではない。

○ 航空法 81 条の 2

前 3 条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し、捜索又は救助のために行う航空については適用しない。

○ 航空法施行規則第 176 条

法第 81 条の 2 の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

- 1 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であつて、捜索又は救助を任務とするもの
- 2 前号に掲げる機関の依頼又は通報により捜索又は救助を行う航空機